



# しぶや青色

令和3年 10月号 第596号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aairo.jp/>

◇◆◆ 税を考える週間(11月11日～17日) ◆◆◇

## 税 務 講 習 会

毎年『税を考える週間』行事の一環として、会員の皆様に関心のある税金についての講習会を行っております。

<テーマ> 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要について」

<講師> 渋谷税務署 個人課税第1部門 上席国税調査官 翁川 貴臣 氏

<日時> 11月26日(金) 13:30 ~ 15:30

<場所> (一社) 渋谷青色申告会館(事務局)

渋谷区神南1-8-17 2階

<定員> 10名

新型コロナウイルス感染拡大防止のため座席の間隔を拡大、予約制での開催となります。事務局までお申し込みください。

<参加費> 無 料

### ～年内に記帳指導を受けてください～

※本年より、会計ソフトにて記帳をスタートしたい方は、10月中にご予約にて来所ください。

会計ソフトの種類については、電話予約の際にご相談ください。

※令和4年1月より、確定申告の期間中は記帳指導を行いません。11月までに必ず記帳指導をお受けください。

※確定申告期の決算申告指導だけでは十分ではありません。特に、複式簿記には日頃からの記帳が必要です。

※令和3年中にマイナンバーカードの申請をお願いします。区役所の混雑が予想されますので早めの対応をお願いします。ご自身のマイナンバーカードで「e-Tax」を始めましょう。

※前年、前々年の消費税課税売上が1千万円を超えた方は、消費税課税事業者の選択届を年内に税務署に提出する必要があります。本則課税、簡易課税によって納税額も変わってきます。試算の必要がありますので、ご予約のうえご来所ください。

※当面の間、事前予約制された方のみ(お一人様50分)とさせていただきます。

※予約当日は、予約者お一人でお越しいただき(入室時の体温測定)、アルコール消毒等をお願いします。また、マスク着用、筆記具はご持参ください。

## ●事務局からのお知らせ●

### ◆◇ 11月の税務相談日 ◇◆

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい。

<日時> 11月17日(水) 午前10時～午後4時 (お一人約1時間を予定)

<場所> (一社)渋谷青色申告会館 <費用> 無料

### ◆◇ 青年部主催 体験してみよう！はじめてのパソコン会計 ◇◆

< 会計ソフトで楽々複式簿記 やよい会計パソコン教室 >

これからパソコン会計を始めたいとお考えの方！

<日時> 11月29日(月)

午前の部(不動産編) 9:30～12:30

午後の部(一般編) 13:30～4:00

<場所> 渋谷区立商工会館 2階 セミナー室

<費用> 無料

<定員> 4名



## \* 小規模企業共済制度のご案内 \*

- ★ 小規模企業共済とは・・・ 個人事業主、共同経営者、会社役員（小規模）の退職金制度です。  
共同経営者は個人事業主1人につき2人まで加入できます。  
(不動産所得のみの方は事業的規模が必要です)
- ★ 共済掛金は・・・ 月額1,000円～70,000円(500円単位)で加入後の変更も可能  
半年払い、年払いOK!  
掛金は全額支払った年分の所得控除の対象になります。
- ★ 共済金の受取りは・・・ 個人事業主の廃業、共同経営者の退任、役員退任、死亡、老齢給付等  
一括受取は退職所得・分割受取は雑所得(公的年金等)  
受取るときも節税のメリットがあります。  
※6ヶ月未満は掛け捨てとなります。

## 令和3年版「会員必携」の配布について

◎ ご希望の方は事務局までご連絡ください。

★ お申込み、お問合せは事務局までTEL: 03(3463)7043

## 令和3年分 年末調整等説明会の開催中止について

年末調整のしかた並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続を円滑に行っていただくため、例年11月に渋谷区文化総合センター大和田にて年末調整等説明会を開催していましたが、令和3年分の年末調整等説明会につきましては新型コロナウイルス感染状況を踏まえ中止となりました。

### 《給料等や税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税の納期限》

#### ○「納期の特例」の承認を受けていない場合

令和3年12月支払分・・・令和4年1月11日（火）まで

#### ○「納期の特例」の承認を受けている場合

令和3年7月から12月支払分・・・令和4年1月20日（木）まで

## ●都税事務所からのお知らせ●

昨年度に引き続き、令和3年度も

# 小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します



23区内

**減免対象** 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分  
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限ります。

**減免割合** 固定資産税・都市計画税の税額の2割

**減免手続** 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和3年12月28日です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、10月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

※ こちらの申請については、インターネットでのお手続きもできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所